

毎年4月は、入学や就職、転勤などによる住所の異動が多くなります。住所の異動があったかたは、**転出・転入・転居届**の手続きをしてください。

同じ住所以外のかたが手続きをするときは委任状が必要です。

## ◆転出するかた◆

▼転出の予定が決まると、おおむね2週間前から転出手続きをすることができま

▼転出手続き後、無料で転出証明書を発行いたします。

▼転出先では転入した日から14日以内に転入の手続きをしてください。

▼印鑑登録証は、転出予定日の前日まで有効ですが、転出予定日以降は使用できません。

## ◆転入するかた◆

本市に転入後、前住所地で発行された転出証明書を持参し、転入した日から14日以内に転入の手続きをしてください。国民健康保険などに加入が必要なかたはその旨を申し出て

## ◆転居するかた◆

転居後14日以内に手続きをしてください。

▽国民健康保険被保険者証▽国民健康保険高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証▽介護保険被保険者証▽住民基本台帳カードをお持ちのかたは持参してください。  
※印鑑登録の住所は、転居手続き後自動的に変更されます。

各種異動届および戸籍・住民票の請求時には、本人確認を行っています

本人確認として必要なもの  
▼1種類で確認できるもの

自動車運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、愛護手帳など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書など

▼2種類以上で確認できるもの  
健康保険被保険者証、各種年金手帳、介護保険被保険者証など  
※本人以外のかたが手続きをするとき委任状が必要な場合があります。

## 窓口業務の時間を延長しています

市民サービス向上のため、窓口業務の時間延長を行っています。

▼実施曜日 毎週月曜日と金曜日  
(祝祭日を除く)

▼延長時間 午後5時15分～6時  
▼取り扱い業務

次に掲げる証明書などの交付  
▽住民票の写し  
▽印鑑登録証明書  
▽住民票記載事項証明書  
▽外国人登録原票記載事項証明書

# 下水道で快適な生活を！ ～使用区域が広がりました～

次の区域にお住まいのかたは、下水道の使用が可能ですので、お早めに接続工事をお願いします。

## ■ 新たな供用開始区域 ■

- 東十五番町
- 東十六番町
- 元町西一丁目
- 元町西三丁目
- 元町東二丁目
- 元町東四丁目
- 元町東五丁目
- 三本木字北平
- 三本木字西金崎
- 三本木字稻吉
- 三本木字里ノ沢
- 三本木字東小稻
- 赤沼字下平
- 赤沼字沼袋

※それぞれ一部の区域

